

香港金融管理局より BIS 規制上の適格格付機関として承認される

(株)日本格付研究所(JCR)は2011年12月21日付けで香港金融管理局(Hong Kong Monetary Authority)より銀行監督の国際的枠組みである BIS 規制上の適格格付機関(eligible External Credit Assessment Institution 略称 eligible ECAI)として承認されました(効力発生日は2012年1月1日)。これは、JCR が格付機関として高い客観性、独立性、信頼性ならびに透明性等を備えていると認定されたことによるものです。

香港金融管理局からの承認は、国外からの5番目の承認となります。この結果、JCR の格付は、これまでに承認を得ているフランス、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツに加えて、香港に本拠を有する金融機関によって、BIS 規制における自己資本比率算出(標準的手法における与信リスクウェイト算定)に利用可能となります。

JCR は既に日本の金融庁より信用格付業者として登録を受けており、また BIS 規制上の適格格付機関として承認されています。また2007年9月には米国証券取引委員会(SEC)より NRSRO としての登録を認められており、2011年1月には EU(欧州連合)の格付会社規制における証明を受けています。このように JCR は日、米、欧、亜の主要金融市場において、それぞれ公的資格を有する格付機関として認められています。

JCR は今後一層発行体、投資家をはじめとする市場関係者に幅広く格付け情報を提供することにより金融市場の発展に積極的な役割を果たしていきたいと考えています。

本件に関するお問い合わせ先
情報・研修部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル